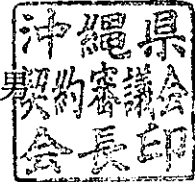




沖契審第 1 号
令和 6 年 1 月 30 日

沖繩県知事 玉城 康裕 殿

沖繩県契約審議会
会長 平敷 徹



沖繩県の契約に関する条例に基づく取組方針の改定について（答申）

令和 5 年 11 月 17 日 付け 沖繩県諮問商第 6 号 で 諮問 の あつた みだし の こ と に つ い て、当審議会において審議した結果、沖繩県の契約に関する取組方針（以下「取組方針」という。）の改定案は適当であると認められる旨お答えします。

なお、取組方針に基づく施策の推進に当たっては、沖繩県の契約に関する条例の実効性を確保する観点から、下記の事項に十分配慮されることを付記します。

記

- 1 取組方針に掲げる取組のうち未実施のものについて、各部局等は、実施の可否を早急に判断すること。さらに、実施可能なものは着実にスピード感を持って取り組むこと。
- 2 県の公共調達に係る契約のうち清掃・警備業務委託については、事業者等の適正な利益及び労働者の適正な賃金水準を確保するため、労務費等の各経費ごとに適切な単価を設定し積算すること。
また、最低制限価格については、直接経費等に配慮した上で、その設定方法の見直しについて検討すること。
さらに、年度途中での最低賃金額の改定を見込んだ予算の確保について検討すること。
- 3 県の公共調達に係る契約のうち工事請負契約以外の請負契約については、ダンピング受注を防止するため、予定価格及び最低制限価格を事後公表することについて検討すること。
- 4 事業者等の生産性の向上に資するよう、DX推進の一環として、電子入札システムにおけるデータ容量の拡充等の改修について検討すること。
- 5 企業の稼ぐ力の強化を図るため、事業者等に対する経営改善の支援、技術者の育成等の取組を更に推進すること。